

7 社会福祉



●重度心身障がい者医療費助成

受給資格者証	既に受給資格者証をお持ちの方全員に、新しい受給資格者証を郵送します。
窓口での申請	申請方法は、これまでと変わりません。
その他	平成23年9月診療分までは、合併前の西方町の制度が適用されます。
問い合わせ	本：保険医療課 ☎21-2153 西：生活環境課 ☎92-0307 役：保健福祉課 ☎92-0306

●障がい者手帳（身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳）

内容	すでに、障がい者手帳をお持ちの方の手帳には、「西方町～」の住所が記載されております。「栃木市西方町～」の住所の変更は、障がい福祉サービス手続等の際に、順次、書きかえてまいります。 早めの変更をご希望の方は、手帳を持参の上、西方総合支所（合併前の西方町役場）へお越しください。
問い合わせ	本：社会福祉課 ☎21-2424 西：健康福祉課 ☎92-0309 役：保健福祉課 ☎92-0306

●障がい福祉サービス受給者証

内容	すでに、障がい福祉サービス受給者証をお持ちの方の支給決定内容は、継続されます。しかし、受給者番号が変更になりますので、受給者番号の記載がされているページのシールを郵送します。お持ちの受給者証の1ページ目にシールをはってください。
問い合わせ	本：社会福祉課 ☎21-2424 西：健康福祉課 ☎92-0309 役：保健福祉課 ☎92-0306



●自立支援医療受給者証（更生医療）

内 容	<p>すでに、身体障がい者で自立支援医療受給者証（更生医療）をお持ちの方の支給決定内容は、継続されます。</p> <p>しかし、受給者番号が変更になりますので、新しい受給者証を郵送します。</p>
問 い 合 わ せ	<p>●本：社会福祉課 ☎21-2424 ●西：健康福祉課 ☎92-0309 ●役：保健福祉課 ☎92-0306</p>

●福祉タクシー料金助成

内 容	<p>助成対象となる方や助成額が次のとおり変更になります。</p> <p>10月から申請手続きの受付を行います。</p> <p>（助成対象者）①身体障がい者手帳1級及び2級の方。</p> <p>②療育手帳A1及びA2の方。</p> <p>③精神障がい者保健福祉手帳1級の方。</p> <p>④年齢が65歳以上80歳未満で月4回以上通院し、タクシーの利用が必要な方。</p> <p>⑤年齢が80歳以上で月1回以上通院し、タクシーの利用が必要な方。</p> <p>（助成額）福祉タクシー券1枚につき500円</p>
問 い 合 わ せ	<p>●本：社会福祉課 ☎21-2424 ●西：健康福祉課 ☎92-0310 ●役：保健福祉課 ☎92-0306</p>

●重度心身障がい児扶養手当

内 容	<p>重度障がい児の保護者の方に児童の健全な育成及び福祉の増進を図るため、手当を支給します。</p> <p>新たな制度になるため、10月から申請手続きの受付を行います。</p> <p>（助成対象者）①身体障がい者手帳1級及び2級の児童の保護者。</p> <p>②療育手帳A1及びA2の児童の保護者。</p> <p>③上記と同等の障がいと判定された児童の保護者。</p> <p>（支給額及び支給月）月額3,000円（9月及び3月に支給）</p>
問 い 合 わ せ	<p>●本：社会福祉課 ☎21-2424 ●西：健康福祉課 ☎92-0309 ●役：保健福祉課 ☎92-0306</p>

●特定疾患介護手当

内 容	現在の特定疾患患者療養見舞金の支給額や支給月が、次のとおり変更になります。なお、支給対象の方は同じです。 10月から申請手続きの受付を行います。 (支給額及び支給月) 月額3,000円(4月及び10月に支給)
問 い 合 わ せ	本：社会福祉課 ☎21-2424 西：健康福祉課 ☎92-0309 役：保健福祉課 ☎92-0306

●社会福祉協議会

内 容	合併前の西方町社会福祉協議会は、平成23年10月1日に栃木市社会福祉協議会と合併し、「栃木市社会福祉協議会」となります。西方町社会福祉協議会は西方支所となり、現在の事務所の場所に引続き設置されます。
問 い 合 わ せ	本：社会福祉課 ☎21-2501 西：健康福祉課 ☎92-0309 役：保健福祉課 ☎92-0306

